

ミャンマー資本市場育成に向けた支援について

財務総合政策研究所 研究部 国際交流室 上席研究員 小田 剛志

財務総合政策研究所 研究部 国際交流室 研究員 有馬 大伍

財務総合政策研究所 研究部 国際交流室 研究員 笠原 慶宏

1. はじめに

財務総合政策研究所（以下、「財務総研」という）国際交流室は、財務省の所掌事務である財政・税制・政策金融等の分野において、国際協力活動の一つの柱として開発途上国に対する知的支援を実施してきた*1。

今般のミャンマーへの資本市場育成支援の実施以前における、ミャンマーへの支援としては、財政経済の制度に係る知識の提供等を目的とした、同国の若手幹部候補生に対する日本でのセミナー開催等がある。しかし、ミャンマー国内の政情不安、欧米による経済制裁、アジア通貨危機等の要因もあり、積極的な技術支援が困難な状況もあった。

転機が訪れたのは、2011年3月のテイン・セイン大統領就任を契機とした民主化への動きである。ミャンマーでは、長らく続く軍事政権下で閉鎖的な経済政策が実施されていたが、同政権下では、民主化の動きと共に、対外開放も進められることとなった。

その一例としては、1998年に制定された旧外国投資法がある。同法は、民政移管後の2012年11月の改正、2013年1月の施行規則成立を経て、依

然として一定の制約を課してはいるものの、外国企業による投資環境が整備されつつある。

また、資本市場の観点から見ると、2010年10月にラオス証券取引所、2011年7月にカンボジア証券取引所が開設され、アジア域内で証券取引所が存在しないのはミャンマーのみである。このような情勢のもと、ミャンマーから資本市場育成のための技術支援の要請があり、財務総研として、ミャンマーへの技術支援は、アジア域内における金融システムの安定及び強化に資する意義が大きいと判断したこと等から、法令策定支援等の技術協力に着手した。

本稿は、これまで財務総研が取り組んできたミャンマー資本市場育成に関する支援状況、及び今後のミャンマー資本市場の展望を紹介する。

なお、本稿における意見に係る部分は、全て筆者による個人的見解であり、財務省及び財務総研の見解ではないことをお断りさせて頂く。

2. 資本市場育成支援の概況

1988年、ミャンマーでは、全国的な民主化要求デモにより26年間続いた社会主義政権が崩壊した。その後、社会主義体制から市場経済体制へ舵

* 1) 最近における主な知的支援として、ベトナム社会政策銀行に対する中小企業金融支援、ベトナム財政省に対する税制・税務行政分野の知的支援、マレーシア中小企業銀行に対する中小企業金融支援、ラオス開発銀行に対する中小企業金融支援等を実施している。

を切った。

1996年、大統領命令により資本市場発展委員会 (Capital Market Study Committee) が発足したことを受け、株式会社大和総研 (以下、「大和総研」という) は、国営銀行であるミャンマー経済銀行との共同出資によりミャンマー初の店頭取引所 (「Myanmar Securities Exchange Centre」) を設立し、まず店頭市場の育成に取り組むこととした*2。

こうした取り組みは、1997年に発生したアジア通貨危機の影響等により一時停滞したものの、2008年の資本市場開発委員会*3 (Capital Market Development Committee) の設置、2011年3月のテイン・セイン大統領の就任等を契機に、金融セクター改革の動きが加速した。

こうした動きの中、財務総研は、2015年までに証券取引所を設立することを目指すミャンマー政府から、証券取引法令整備のための技術協力要請を受け、2012年8月、ミャンマー中央銀行 (以下、「CBM」という) との間で覚書を締結した (写真1)。覚書の目的は、健全で公正な資本市場の設立・発展に必要な証券取引法令の整備及び関連する人材育成である。



(写真1) 覚書手交の様子

3. 財務総研の活動概要

<法令策定支援>

同覚書に基づき、財務総研及びCBMは、証券取引法令の整備に向けた具体的な作業を進めるため、それぞれワーキンググループ (以下、「WG」という) を設立した。

日本側WGは、早稲田大学大学院法務研究科の黒沼悦郎教授を座長に、金融商品取引法制や資本市場等に詳しい学者及び弁護士を委員とし、関連省庁及び民間関係者をオブザーバーとして構成されている。

ミャンマー側WGは、CBM、法務長官府等の証券取引法令等の関係者等で構成されている。

日本側WGは覚書締結直後に発足した後、座長・委員及び関係者の献身的な協力を得て、ほぼ毎月2~3回の会合を重ね、日本の金融商品取引法やこれまでの日本の証券市場の歩み、取引所の規則、ASEAN各国比較、ミャンマーの関連法令や実情等を参考に、ミャンマー証券取引法令の策定支援を実施した。

<日本招聘研修及び合同WGの概要>

財務総研による支援において、単に日本側からミャンマー側に対して助言や法令案を提案するだけではなく、人材育成も重要である。また、法令策定作業においては、日本及びミャンマーのWGがお互いに協力し、対面による検討作業が不可欠であることから、合同WGを実施した。

ミャンマーにおいて、証券取引所設立は初の試みであり、ミャンマー側WGメンバーの資本市場に関する知識や立法能力強化の一助とするため、以下の日程で日本に招聘し、研修を実施した。

*2) (出所) 大和総研ホームページ「ミャンマー資本市場育成に向けて」<http://www.dir.co.jp/project/myanmar/> (2014/5/20アクセス)

*3) 資本市場開発委員会 (Capital Market Development Committee) は、大統領命令により1996年に発足した資本市場発展委員会 (Capital Market Study Committee) の提言を受けて、2008年に設置された。

○日本招聘研修の概要

日程：2012年11月5日（月）～11月16日（金）
の12日間

場所：財務省

主なカリキュラムとしては、証券市場に関する基礎知識の習得を目的に、WG関係者等の協力のもと、金融商品取引法、証券取引所、証券会社等に関する講義を実施した。ミャンマー側のWGメンバーから積極的に質問があり、非常に有意義な研修となった（写真2）。

また、知的支援を行っている日本をより理解し、文化及び社会に関する理解を深めてもらうと共に、今後の作業を円滑に進めることを目的に、日本の日本語及び日本の文化・社会の講義も実施した。

品取引法が制定された経緯等も踏まえつつ、なるべくシンプルかつ明確にすることを心掛けた提案が行われた。ミャンマーの関係法律や慣習との整合性を踏まえて、活発な意見交換を行うことができ、非常に有意義なミーティングであった。

合同WGにて検討した内容は、ミャンマー証券取引法及びその下位法令の策定作業を大きく前進させ、WGとしては十分な貢献をなし得ていると考えている。

（写真3）合同WGの様子



（写真2）日本招聘研修中の様子



<現地セミナーの概要>

資本市場に関する知識の普及と啓蒙活動を目的として、大和総研及び日本取引所グループ（以下、「JPX」という）の協力のもと、ヤンゴンにてセミナーを開催した（写真4）。概要は以下のとおりである。

○日ミャンマー合同WG

日本招聘研修の期間中、日本側及びミャンマー側のメンバーが一堂に会した、合同WGを開催した（写真3）。初めは、両国の関係者ともに緊張があったものの、積極的な議論を通じて、お互いの信頼関係を構築することができ、その後の法令策定支援に向けて大きく前進する契機となった。

その後、合同WGはミャンマーにて3回実施しており、条文の規定に関する具体的な議論を行った。日本側WGにより、日本の金融商

○第1回

日程：2013年5月29日

場所：トレーダーズホテル（ヤンゴン）

共催：財務総研、大和総研、JPX、CBM

参加者：約130名（政府関係者、上場候補会社、会計事務所、法律事務所等）

内容：ミャンマー証券取引法の概要、上場基準及び手続き等

○第2回

日程：2013年10月25日

場所：ロイヤルパークホテル（ヤンゴン）

共催：財務総研、大和総研、JPX

参加者：約100名（政府関係者、大学関係者、銀行、国際機関等）

内容：ミャンマー証券取引法適用の影響、証券取引所及び証券会社の役割等

(写真4) 現地セミナーの様子



日本側からのプレゼンテーション後、質疑応答の時間を設けたが、予定していた時間を大幅に過ぎるほど多くの質問が寄せられ、証券市場の開設に対する関心の高さを実感した。

アンケートの結果、いずれのセミナーにおいても、7割以上が「非常に良い」あるいは「良い」との反応であり、非常に有意義なセミナーとなった。今後、こうした啓蒙活動は継続していく予定である。

4. 他機関等による支援活動の概要

<金融庁による支援活動>

2014年1月24日、畑中龍太郎金融庁長官がミヤ

ンマーを訪問し、金融庁はミャンマー財務省との間で、金融技術協力に関する覚書を締結した*4。

金融庁は、財務総研が組織している日本側WGメンバーであり、法令策定支援においても様々な提言をしているが、当該覚書により、さらなる支援の幅が広がることとなる。具体的には、金融規制当局及び法制度の整備、関連ガイドライン等の作成を実施することとなる。

<民間による支援活動>

民間ベースの取り組みとして、大和総研及びJPX（当時は、株式会社東京証券取引所グループ）は、2012年5月にCBMと三者間の覚書を結び、ミャンマーにおける証券取引所の設立に協力し、2015年までの開設を目指すこととしている。

5. ミャンマー証券取引法令の概要

ミャンマーは、1886年にイギリス領インドに編入されたという歴史的経緯があることから、基本的な法制度の基本は、ミャンマーが植民地であった時代の英国法であると言われている*5。

一方、ミャンマー証券取引法については、1990年代に証券取引所を設立しようとする機運があった際、日本の証券関係者により作成された案が元となった経緯があることから、日本の旧証券取引法の考え方がベースとなっていると言われている。

ミャンマー証券取引法は、2013年7月26日に国会で承認され、テイン・セイン大統領による承認を経て、同年8月2日に施行された。同法は、13章71条から構成されている。主な特徴として、例えば、証券会社の免許制が挙げられる。証券会社が免許を取得するためには、当局による承認が必要である。

日本では、1998年に実施された、いわゆる日本

*4) (出所) 金融庁ホームページ「ミャンマー財務省との金融技術協力に関する覚書について」<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20140127-1.html> (2014/5/21アクセス)

*5) (出所) 法務省ホームページ「ミャンマー連邦共和国法制度調査」http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00055.html (2014/5/14アクセス)

版金融ビックバンによって、免許制から届出制へ移行した経緯があるが、ミャンマーにおいては証券市場自体が導入段階にあることから、当局による裁量の余地を残すという観点から、免許制が望ましいと考えられる。

政令については、執筆現在において、原案の策定作業は終了しており、ミャンマー法務長官府にて審議中であるが、法律の細目事項、手続事項等について規定される予定である。

6. おわりに

これまで述べてきたとおり、官民連携による支援により、ミャンマーの証券市場設立に向けたプロジェクトは順調に進んでいる。

財務総研は、ミャンマー側WG関係者等に対して、法令策定支援及び人材育成研修等を行うことにより、引き続き支援していきたいと考えている。

また、証券市場の運営には、証券取引委員会（以下、「SEC」という）の設立が不可欠である。JICAは、証券監督にかかる能力強化を支援するため、SECの設立に向けて、専門家を派遣して支援を実施中である*6。

ミャンマーは、隣国タイと匹敵する6,000万人を超える人口を抱え、アジア最後のフロンティアとして世界中から注目を浴びている。ミャンマーの経済発展には、資金調達手段の多様化のため、直接金融を支えるインフラとしての証券取引所の設立が不可欠である。この支援を通じて、ミャンマーにおいて公正で健全な資本市場が発展し、アジア経済の更なる発展やアジア地域における金融システムの安定、ひいては日本企業の進出の側面支援の一助となることを切に願っている。

最後に、本プロジェクトに貴重な時間を割いてご参加いただいたWGの委員及び関係者の皆様の協力に、心から感謝申し上げます。

参考文献

木村秀美（2013）「ミャンマー証券取引法の成立と今後の展望」旬刊 商事法務No.2008（2013年9月号）P15-27 公益社団法人 商事法務研究会

法務省「ミャンマー連邦共和国法制度調査」http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00055.html（2014/5/14アクセス）

プロフィール

小田 剛志（おだ・つよし）

1998年4月 東京証券取引所入社。2012年7月から現職。

プロフィール

有馬 大伍（ありま・だいご）

2008年4月 双日株式会社入社。2013年6月から現職。

プロフィール

笠原 慶宏（かさらはら・よしひろ）

2009年4月 大同生命保険株式会社入社。2014年4月から現職。

*6) (出所) JICA ホームページ「プロジェクト基本情報」

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/54a7eb4cd5f084d549257b4b0079e3e5?OpenDocument>（2014/5/20アクセス）

.....C O L U M N 1.....

何曜日生まれ？ あなたの性格がズバリとあたる!?

世界にはいろいろな占いがある。体の特徴から読み解くものから、トランプなどの物を使って現在や未来を見通そうとするものなど様々である。そんな筆者も大の占い好きである。出張や旅行先では、必ずと言っていいほど占いの館らしき場所を訪れ、都度、一喜一憂しているほどである。

先日、ミャンマーへ出張した際、「八曜日」という占いがあると聞いた。これは「何日に生まれたか」よりも「何曜日に生まれたか」が重要で、生まれ曜日によってその人の基本的な性格、人生、他人との相性などが決まるとのことだ。

さらに驚いたことに、1週間を西暦の7曜日制に分けるのではなく、水曜日を午前と午後

二つに分けるとのこと。8つの曜日は方角や動物によっても表されており、訪れた仏塔（パヤー）の境内には必ずそれぞれの方角に八曜日の祭壇が設置されていた。

下記図表から自分の誕生曜日を調べてみると、筆者は金曜日ということが判明。「美と贅沢を好み、話を臨機応変に変化させる」とあり、筆者としては今一つ納得がいかない結果だった。しかし、この八曜日をもとにミャンマーでは、結婚の相手や子供の名前を付ける習慣があるとのことなので、とても深い意味を感じてしまう。

よければ一度、ご自身の曜日と性格を確認してみてください。

表1

生まれた年					生まれた月											
1897～2012					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1897	1925	1953	1981	2009	4	0	0	3	5	1	3	6	2	4	0	2
1898	1926	1954	1982	2010	5	1	1	4	6	2	4	0	3	5	1	3
1899	1927	1955	1983	2011	6	2	2	5	0	3	5	1	4	6	2	4
1900	1928	1956	1984	2012	0	3	4	0	2	5	0	3	6	1	4	6
1901	1929	1957	1985	2013	2	5	5	1	3	6	1	4	0	2	5	0
1902	1930	1958	1986	2014	3	6	6	2	5	0	2	5	1	3	6	1
1903	1931	1959	1987		4	0	0	3	5	1	3	6	2	4	0	2
1904	1932	1960	1988		5	1	2	5	0	3	5	1	4	6	2	4
1905	1933	1961	1989		0	3	3	6	1	4	6	2	5	0	3	5
1906	1934	1962	1990		1	4	4	0	2	5	0	3	6	1	4	6
1907	1935	1963	1991		2	5	5	1	3	6	1	4	0	2	5	0
1908	1936	1964	1992		3	6	0	3	5	1	3	6	2	4	0	2
1909	1937	1965	1993		5	1	1	4	6	2	4	0	3	5	1	3
1910	1938	1966	1994		6	2	2	5	0	3	5	1	4	6	2	4
1911	1939	1967	1995		0	3	3	6	1	4	6	2	5	0	3	5
1912	1940	1968	1996		1	4	5	1	3	6	1	4	0	2	5	0
1913	1941	1969	1997		3	6	6	2	4	0	2	5	1	3	6	1
1914	1942	1970	1998		4	0	0	3	5	1	3	6	2	4	0	2
1915	1943	1971	1999		5	1	1	4	6	2	4	0	3	5	1	3
1916	1944	1972	2000		6	2	3	6	1	4	6	2	5	0	3	5
1917	1945	1973	2001		1	4	4	0	2	5	0	3	6	1	4	6
1918	1946	1974	2002		2	5	5	1	3	6	1	4	0	2	5	0
1919	1947	1975	2003		3	6	6	2	4	0	2	5	1	3	6	1
1920	1948	1976	2004		4	0	1	4	6	2	4	0	3	5	1	3
1921	1949	1977	2005		6	2	2	5	0	3	5	1	4	6	2	4
1922	1950	1978	2006		0	3	3	6	1	4	6	2	5	0	3	5
1923	1951	1979	2007		1	4	4	0	2	5	0	3	6	1	4	6
1924	1952	1980	2008		2	5	6	2	4	0	2	5	1	3	6	1

誕生曜日の求め方

1. 表1で、自分の誕生年と誕生月が交差する欄にある数字に、誕生日の数字を足す。
2. 表2で、その数字の書かれている曜日が誕生曜日。
3. 表3で、自分の方角・動物・性格を確認。

表2

曜日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35
36	37					

表3

曜日	動物	方位	性格
日曜日	トリ	北東	話は短く仕事に関しては積極的にする。
月曜日	トラ	東	気が大きく優しい性格で直観に優れる。
火曜日	ライオン	南東	まじめで意志が強く勇気がある。
水曜日(午前)	象(牙あり)	南	友達好きで趣味は読書で自由主義。
水曜日(午後)	象(牙なし)	北西	耳が痛いほどしゃべるが密かに計画を立てる。
木曜日	ネズミ	西	誇り高く、何でも責任をとって指導したい気持ちがある。
金曜日	モグラ	北	美と贅沢を好み、話は臨機応変に変化させる。
土曜日	ヘビ	南西	自立心旺盛で人の話を聞かず自分の道を突き進む。

(参考文献)

・『地球の歩き方 D24 ミャンマー2013～2014年版』ダイヤモンド社 (2012年10月)

C O L U M N 2

ミャンマーのバイク事情

ご存じだろうか、ヤンゴン市内にはバイクが走っていないことを。これは軍人と警察官を除き、バイクのヤンゴン市内への乗り入れ運転が禁止されているからだ。ベトナムやインドネシアなどのアジア諸国では、バイクは学校や職場への移手段のためだけでなく、生計を立てるための手段としても活躍しており、朝や夕方のラッシュ時には道狭しとバイクがひしめくほどである。その中には、原付バイクに4～5人乗り込んでいる強者もいる。そのような環境が周辺国にあるにも関わらず、ヤンゴンだけでは「我関せず」とばかりに車だけが走っている。

ここで注意しなければならないのは、ヤンゴンだけがバイク乗り入れ禁止となっており、他のネーピードーやマンダレーでは乗り入れが自由となっていることだ。そのため、ミャンマー全体で見たとき、バイクは年間80万台が販売されており、国内には350万台が保有されているというデータがある。また、ミャンマーでは一人当たりGDPは800ドル程度であるが、経済成長に伴い、近い将来1,000ドルをゆうに超

えると見られている。あるバイク業界の方に聞くと、途上国では一人当たりGDPが1,000ドルを超えると、バイクに対する需要が急激に高まる傾向があるとのこと。それを踏まえると、ミャンマーのバイク需要は今後ますます増えていくと思われる。そういった背景があるのか、日系バイクメーカーは既にミャンマーへ進出を始めている。

なお、ヤンゴンでは、昨今の中古自動車輸入の急増により、交通渋滞や交通事故が増えて当面はバイクの乗り入れ禁止は続ける見通しである。そして、渋滞解消のために、公共交通機関の拡充や道路整備（一般道路増設やフライオーバー建設、等）に注力していくものと見られる。

いつの日か、ヤンゴンでもオシャレした若者が友人とバイクに跨り、渋滞している車を横目に、走り去っていく日がくるのかもしれない。

(参考文献)

AIRI 『アセアン自動車産業：メコンエリア・ミャンマー編』 AIRI (2013年3月)